

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 令和6年4月15日

【四半期会計期間】 第99期第1四半期(自 令和5年12月1日 至 令和6年2月29日)

【会社名】 株式会社アメイズ

【英訳名】 Amaze Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 穴見賢一

【本店の所在の場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097 - 524 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 児玉幸子

【最寄りの連絡場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097 - 524 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 児玉幸子

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期 累計期間	第99期 第1四半期 累計期間	第98期
会計期間	自 令和4年12月1日 至 令和5年2月28日	自 令和5年12月1日 至 令和6年2月29日	自 令和4年12月1日 至 令和5年11月30日
売上高 (百万円)	3,910	4,316	16,907
経常利益 (百万円)	767	808	3,653
四半期(当期)純利益 (百万円)	524	553	2,324
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	1,299	1,299	1,299
発行済株式総数 (株)	15,204,000	15,204,000	15,204,000
純資産額 (百万円)	13,343	15,318	15,144
総資産額 (百万円)	26,604	27,729	28,506
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	34.50	36.40	152.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			25.00
自己資本比率 (%)	50.2	55.2	53.1

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社の異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響は緩和され、社会経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが見られました。しかしながら、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高騰や為替変動による物価上昇など未だ先行き不透明な状況が続いております。

当業界においては、国内外ともに人流が拡大し、宿泊需要は順調に回復してきております。

当社においては、主要顧客であるビジネスや工事関係のお客様の利用が堅調なことに加え、観光、スポーツやイベント利用のお客様が増加しました。また、飲食部門においても宿泊利用の増加や行動制限の緩和に伴い、館内飲食店舗及び館外飲食店舗の利用が増加しております。給与水準の引き上げに伴う人件費の増加や稼働率の向上による業務委託費及びリネン費等の増加はあるものの、宿泊部門、飲食部門ともに引き続き好調であったことから、前年同四半期と比べ増収増益となりました。

なお、当第1四半期会計期間末における店舗数は、ホテル店舗が87店舗（直営店84店舗、FC3店舗）、館外飲食店舗が4店舗であります。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は43億16百万円（前年同四半期比10.4%増）、営業利益は8億88百万円（前年同四半期比5.0%増）、経常利益は8億8百万円（前年同四半期比5.3%増）、四半期純利益は5億53百万円（前年同四半期比5.5%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における資産合計は、277億29百万円となり、前事業年度末に比べ7億76百万円の減少となりました。これは主に、現金及び預金の減少4億49百万円及び有形固定資産の減少2億37百万円によるものであります。

当第1四半期会計期間末における負債合計は、124億11百万円となり、前事業年度末に比べ9億50百万円の減少となりました。これは主に、未払法人税等の減少6億35百万円及び長期借入金の減少1億45百万円によるものであります。

純資産の合計は、153億18百万円となり、前事業年度末に比べ1億73百万円の増加となりました。これは主に、利益剰余金の増加1億73百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第1四半期累計期間において重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和6年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年4月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,204,000	15,204,000	福岡証券取引所	(注)
計	15,204,000	15,204,000		

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和5年12月1日～ 令和6年2月29日		15,204,000		1,299		500

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（令和5年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和6年2月29日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式				
議決権制限株式(自己株式等)				
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)		300		
完全議決権株式(その他)	普通株式	15,200,700	152,007	
単元未満株式	普通株式	3,000		
発行済株式総数		15,204,000		
総株主の議決権			152,007	

(注) 「単元未満株式」の株式数には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

令和6年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対す る所有株式の割合(%)
株式会社アメイズ	大分県大分市西鶴崎 一丁目7番17号	300		300	0.00
計		300		300	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（令和5年12月1日から令和6年2月29日まで）及び第1四半期累計期間（令和5年12月1日から令和6年2月29日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和5年11月30日)	当第1四半期会計期間 (令和6年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,497	2,048
売掛金	395	366
商品	5	5
原材料及び貯蔵品	62	60
その他	101	102
流動資産合計	3,061	2,583
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	11,391	11,242
土地	5,406	5,406
リース資産（純額）	6,754	6,656
その他（純額）	662	671
有形固定資産合計	24,215	23,977
無形固定資産	95	93
投資その他の資産	1,133	1,074
固定資産合計	25,444	25,146
資産合計	28,506	27,729

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和5年11月30日)	当第1四半期会計期間 (令和6年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	199	193
1年内返済予定の長期借入金	583	583
リース債務	304	308
未払法人税等	859	223
賞与引当金	15	61
株主優待引当金	14	13
その他	1,514	1,377
流動負債合計	3,491	2,762
固定負債		
長期借入金	1,437	1,291
リース債務	8,072	7,992
退職給付引当金	72	75
役員退職慰労引当金	54	55
資産除去債務	208	208
その他	26	26
固定負債合計	9,870	9,649
負債合計	13,361	12,411
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299	1,299
資本剰余金	500	500
利益剰余金	13,342	13,515
自己株式	0	0
株主資本合計	15,142	15,315
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	2
評価・換算差額等合計	2	2
純資産合計	15,144	15,318
負債純資産合計	28,506	27,729

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自令和4年12月1日 至令和5年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自令和5年12月1日 至令和6年2月29日)
売上高	3,910	4,316
売上原価	437	549
売上総利益	3,472	3,766
販売費及び一般管理費	2,626	2,878
営業利益	846	888
営業外収益		
受取賃貸料	25	25
その他	26	20
営業外収益合計	52	45
営業外費用		
支払利息	127	121
その他	3	3
営業外費用合計	130	125
経常利益	767	808
税引前四半期純利益	767	808
法人税、住民税及び事業税	193	201
法人税等調整額	50	54
法人税等合計	243	255
四半期純利益	524	553

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和4年12月1日 至 令和5年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 令和5年12月1日 至 令和6年2月29日)
減価償却費	305百万円	316 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和4年12月1日 至 令和5年2月28日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和5年2月21日 定時株主総会	普通株式	304	20	令和4年11月30日	令和5年2月22日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和5年12月1日 至 令和6年2月29日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和6年2月23日 定時株主総会	普通株式	380	25	令和5年11月30日	令和6年2月27日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、報告セグメントがホテル宿泊事業一つであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		前第1四半期累計期間 自 令和4年12月1日 至 令和5年2月28日	当第1四半期累計期間 自 令和5年12月1日 至 令和6年2月29日
ホテル宿泊事業	宿泊部門	2,889	3,163
	飲食部門	860	976
	その他	70	71
	計	3,821	4,211
館外飲食事業		89	104
顧客との契約から生じる収益		3,910	4,316
その他の収益			
外部顧客への売上高		3,910	4,316

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 令和4年12月1日 至 令和5年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 令和5年12月1日 至 令和6年2月29日)
1株当たり四半期純利益	34円50銭	36円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益	524	553
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益	524	553
普通株式の期中平均株式数(株)	15,203,610	15,203,610

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、令和6年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記の通り自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社支配株主の保有する当社株式の一部について売却の打診があり、検討した結果、当該株式売却による当社株式需要への短期的な影響及び既存株主への影響を軽減する観点とともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため、自己株式を取得することといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得しうる株式の総数

1,800,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合11.84%)

(3) 株式の取得価額の総額

23億円(上限)

(4) 取得期間

令和6年4月15日

(5) 取得方法

福岡証券取引所における自己株式立会外取引

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年4月12日

株式会社アメイズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アメイズの令和5年12月1日から令和6年11月30日までの第99期事業年度の第1四半期会計期間（令和5年12月1日から令和6年2月29日まで）及び第1四半期累計期間（令和5年12月1日から令和6年2月29日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アメイズの令和6年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。